

地域の会委員からの質問に対する回答

平成22年 1月12日
新潟県、柏崎市、刈羽村

(ご質問)

問題発生毎に実施する現場立入調査はアリバイ的であり、問題の幕引きのための儀式となっていないか。

内部告発や、県民の具体的懸念を受付、立入調査・解明をする体制整備が必要ではないのか。

現在の体制の実情を示して欲しい。体制改善の有無に対する認識を示して欲しい。

(回答)

県、柏崎市及び刈羽村では、東京電力の安全確保に関する取組状況等を確認するため、安全協定に基づき、発電所の状況確認や立入調査を実施しています。

状況確認では、定例的に点検・検査の実施状況や工事の施工状況等を確認する他、品質保証活動等の継続的な取組の状況についても確認しており、その結果は毎月の運転保守状況として取りまとめ、県のホームページ等でお知らせしています。

また、トラブル発生時には臨時で対応状況等を確認しており、その際には、必要に応じて、技術委員会等の委員を同行して技術的な指導・助言もいただき、東京電力に対して原因究明と再発防止等の対応を求めています。

一方、地域の皆さまからのご質問等については、県、柏崎市及び刈羽村の担当窓口で随時お受けしている他、県原子力安全対策課には、発電所トラブル等に関する内部情報を受け付ける窓口（専用電話：025-285-3031）を設置しており、通報を受けた場合は、東京電力に対して必要な改善策を含む調査の実施を求め、県のホームページにより結果をお知らせしています。

今後も引き続き、地域の皆さまの安全と安心を第一に、東京電力の取り組み状況をしっかり確認して、皆さまの疑問や不安に応えるように努めてまいります。